

1 議案名

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

徳島県立学校設置条例の一部が改正され、徳島県立城ノ内高等学校が廃止されることに伴い、関係規則について所要の整理を行う必要がある。

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則
の一部を改正する規則について

教育創生課

1 規則改正の理由

徳島県立学校設置条例（昭和39年徳島県条例第55号）の一部が改正され，徳島県立城ノ内高等学校が廃止されることに伴い，関係規則について所要の整理を行う必要がある。

2 規則改正の概要

- (1) 徳島県立学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号）の一部改正
別表第一から徳島県立城ノ内高等学校の項を削る。
- (2) 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和46年徳島県教育委員会規則第12号）の一部改正
別表第二の表から徳島県立城ノ内高等学校を削る。

3 施行期日（等）

令和5年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育創生課</p> <p>担当者名 宮本篤志</p> <p>電話番号 三一五三</p>
<p>制定理由 徳島県立学校設置条例の一部が改正され、徳島県立城ノ内高等学校が廃止されることに伴い、関係規則について所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立学校設置条例の一部改正に伴い、次に掲げる規則について所要の整理を行うこととした。 1 徳島県立学校規則 2 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則 二 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第●●号）</p>	
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県立城ノ内高等学校の項を削る。

(徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校通学区域等に関する規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中 「徳島県立城ノ内高等学校

」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

